



## Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治  
ワシントン駐在員事務所 所長  
(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp  
ワシントン情報 (2006 / No.074)  
2006年12月4日

### 新 BIS 規制の米国内施行規則に不満を強める大手米銀

～延期される自己資本軽減効果～

今年9月5日に公表された新 BIS 規制施行規則の提案規則通知 (NPR) によると、連邦金融監督当局は新規則導入後も自己資本比率の下限を定めるレバレッジ比率規制を維持。2009 年から最低3年間の間はこれに加えて自己資本比率規制の下限を暫定的に定め、新規則適用による必要自己資本の軽減効果を実質的に延期する方針を採用した。米国大手諸銀行はこうした当局提案規則に強い不満を表明し、米国施行規則をよりバーゼル委員会原案に沿った諸外国資本基準に速やかに近づける必要性を訴えている。

#### 【紆余曲折を辿ったこれまでの経緯】

1998 年に成立した BIS 銀行資本規制を見直す国際的な協議は翌年 1999 年から始められた。バーゼル銀行監督委員会は 2004 年 6 月、新銀行自己資本基準規則 (Basel II) の最終提案規則を公表。今年 7 月にはその最終改訂版が発表された。旧自己資本基準に合意した諸国の大半では 2008 年までに国内施行規則が発効する予定である<sup>1</sup>。

米国内施行規則の作成は国際協議の進行と同時に進められたが、金融セクターごとに金融監督機関の分かれる米国では監督当局間の意見調整が難しく、施行規則作成は難航した。連邦当局 (FRB, FDIC, OCC, OTS) は 2003 年 8 月によりやく新資本規定の国内施行規則原案となる Advanced Notice of Proposed Rulemaking (ANPR) を公表。新資本規則の適用対象を大手米銀 (Core Banks) 及びこれに準じて自主的に新規則遵守を選択する銀行 (Opt-In Banks) に限定し、その他銀行 (General Banks) には従来の資本規則を適用する方針を明らかにした。しかし、①新資本規則のコンプライアンス費用の高さ、②大手と中小銀行の競争力格差拡大に伴う金融統合化の進展の可能性、③新資本規則導入の結果として適用対象大手銀行の必要自己資本が実質的に大きく軽減される見込みなどを巡り、金融業界のみならず監督当局の間でも意見が対立。連邦議会は行政官庁の規則作成要領に不満を示すなど、米国の新資本規則導入は紆余曲折を辿った。

連邦当局は 2005 年 4 月、同年夏に予定されていた新 BIS 規制施行規則の Notice of Proposed Rulemaking (NPR) の公表を延期すると発表。これは、2004 年に実施した Quantitative Impact

<sup>1</sup> 一例として、欧州委員会はバーゼル新資本規則の遵守要領を定めた Capital Requirement Directive を来年 1 月から段階的に導入。2008 年までには新資本規則へ完全に移行する予定である。



Study 4 (QIS4) の結果分析により、大手米銀の必要自己資本の最低基準が施行規則導入により伴い著しく減少する可能性のあることが判明したため、当局は同年 9 月に施行方針の一部変更を発表している。

### 【自己資本軽減効果は延期される：新資本基準施行方針の現状】

連邦当局が昨年 9 月 30 日に発表した通知文書によると、米国における新自己資本基準の施行開始は 2009 年に延期される。新資本基準は、2008 年の「Parallel Run」期間を経た後に段階的に実施される予定であり、最低でも最初の 3 年間には暫定的な最低資本条件が課せられる。具体的には、新規則の適用によって必要自己資本が軽減される場合でも、その軽減幅は年間 5% 以下に制限される。上記の暫定措置に併せ、レバレッジ比率 (Leverage Ratio) や FDIC 早期是正措置規則などの最低自己資本基準も引き続き適用される<sup>2</sup>。

FRB は今年 3 月、上記の方針を踏まえ、新 BIS 規制施行規則の Notice of Proposed Rulemaking (NPR) 草案を公表<sup>3</sup>。今年 9 月 5 日には FDIC/OCC/OTS と合同で、同規則提案の最終案を公表した<sup>4</sup>。提案規則案に対する業界のコメント募集期間は来年 1 月 23 日までの予定であるが、現在行政予算管理局 (OMB) のレビューを受けている Basel IA 規則提案の公表が遅れば遅延される可能性もある。監督当局は新 BIS 規制の導入と同時に現行 BIS 規制 (Basel I) の改訂を進めており、Basel IA と呼ばれる改訂規則の提案規則通知が近日中に発表される予定である。

### 【当局の新資本規則案に幻滅する大手米銀】

新 BIS 規制は元来、監督当局の定める必要自己資本 (regulatory capital) をより経営管理の実態に即した経済資本 (economic capital) に近づけ、金融機関の資本管理を効率化することをその目的としていた。新自己資本規則は、個別信用/証券資産のリスク・プロファイルに応じて異なる最低必要資本量を要求するため、リスク管理能力の高い銀行の自己資本負担は新規則導入によって軽減されるはずだった。しかし、米国連邦当局は上記に示す通り、新規則適用による自己資本軽減効果を実質的に延期する方針を採った。

銀行業界はこうした当局の施行方針に強い不満を示している。新 BIS 規制の遵守体制整備に多大な投資コストがかかることは従前から指摘されているが、その巨額投資コストに期待されたメリットは必要自己資本の軽減効果である。従って、その軽減効果を先送りする上記の当局方針が既に巨額の投資を行っている大手銀行の不満を買うのは当然で、大手米銀は新 BIS 規制を「鞭ばかりで全く餌が無い」(9 月 6 日付 American Banker 紙) と批判している。Citigroup の James Garnett Jr.氏は今年 9 月、金融業界団体 Financial Services Roundtable を代表して下院公聴会で証言。連邦当局の新 BIS 規制施行方針は、銀行規制基準を国際的に一貫性のあるものにするというバーゼル委員会の目的に沿わないと批判した。同氏はまた、米当局の追加的な資本規

<sup>2</sup> 1991 年の住宅ローン危機を契機に導入された同規則は、その信用リスクやリスク管理体制の如何に関わらず、預金金融機関に一律 3% の総資産をコア資本の形で保有することを義務付けている。

<sup>3</sup> Board of Governors of the Federal Reserve System, “Basel II Capital Accord: Notice of Proposed Rulemaking (NPR) and Supporting Board” 原文は<http://www.federalreserve.gov/generalinfo/basel2/DraftNPR/>にて入手可。

<sup>4</sup> FRB, FDIC, OCC, and OTS, “Basel II Capital Accord: Notice of Proposed Rulemaking (NPR)” 原文は以下のウェブサイトにて入手可：[http://www.federalreserve.gov/GeneralInfo/Basel2/NPR\\_20060905/](http://www.federalreserve.gov/GeneralInfo/Basel2/NPR_20060905/)



制に制限されない外国銀行に対して米銀は不利な競争環境に立たされると述べ、国内施行規則と国際基準の一致を図ることを当局に求めた。

9月6日付 American Banker 紙によると、新 BIS 規則の対象となる大手米国銀行の間にはコンプライアンス費用の高い「Advanced Approach」の採用を断念し、代わりに「Standardized Approach」の適用を当局に求める動きもある。新 BIS 規制三大柱の一つである最低必要自己資本規定は、信用資産に対する必要自己資本計算方法として、①Standardized Approach、②Foundation Internal Rating-Based (IRB) Approach、③Advanced IRB Approach のいずれか一つを選択することを銀行に認めており、欧州では実際にこうしたバーゼル委員会の方針に沿った施行方針が採られている<sup>5</sup>。しかし、新 BIS 規制の適用を大手銀行に限定する米国当局は、これら対象大手銀行に対して Advanced IRB Approach の使用を義務付ける方針を採っている<sup>6</sup>。

### 【意見の割れる連邦議会：新規制国内規則に関する議会公聴会】

下院金融サービス委員会は9月14日、上院銀行委員会は9月26日に、新 BIS 規制導入に関する公聴会を開催。連邦金融当局 (FRB, FDIC, OCC, OTS) 担当官や業界関係者が両公聴会で証言した。下院公聴会では提案施行規則の妥当性を疑問視する質問が続出。Spencer Bachus 下院議員 (共和アラバマ) は、諸外国と異なる新 BIS 規制導入が米銀の競争不利を招くと懸念を表明した。民主党の Carolyn Maloney 下院議員 (民ニューヨーク) もまた、「現行案が首尾よく設計された提案であるとは信じにくい」と発言。同公聴会で証言した米銀行界関係者は、連邦当局の追加資本規制に対する不満を訴えた。

Citigroup、Wachovia、Washington Mutual、JPMorgan & Chase の大手4行は、提案 BIS 規制施行規則を批判する内容の書簡を上院銀行委員会に提出。監督当局に対する議員の批判は、9月26日の上院銀行委員会でも繰り返された。Chuck Schumer 上院議員 (民ニューヨーク)、Tim Johnson 上院議員 (民サウスダコタ) は、銀行業界を支持して Standardized Approach の採用認可を連邦当局に提案。しかし、一方においては与野党有力上院議員が施行規則案への批判を強める大手銀行を厳しく批判した。Paul Sarbanes 上院議員 (民メリーランド) は外国銀行に対する競争不利を訴える業界証言者に対し、「(大手米銀は) 記録的な収益を挙げ、外国の競争相手よりずっと良くやっているのではないか」と反論。Richard Shelby 銀行委員長 (共和アラバマ) は、資本規制の甘くなった諸外国で銀行危機が生じ、その影響が米国に波及するリスクについてコメントを求めるなど、連邦議会でも「銀行擁護派」と「対銀行厳格派」の間で意見対立が収束していない。

<sup>5</sup> ①Standardized Approach は外部格付などの情報を基に標準的な手順で必要資本を計算する手法で、銀行自身に夜リスク係数の計算を必要としない。銀行内部の格付システム情報を基に必要資本を計算する Internal Rating-Based (IRB) Approach には②Foundation IRB Approach と③Advanced IRB Approach の二種類があるが、後者は全てのリスク係数推算を銀行に要求するのに対し、前者ではデフォルト確率を除くリスク係数が予め当局から与えられる。

<sup>6</sup> 今年9月に公表された BIS 規制施行規則最終案は Standardized Approach 採用の是非について業界のコメントを求めているが、これについては監督当局の間でも意見が割れていると伝えられる。9月6日付 American Banker 紙によると、John Dungan OCC 局長は FDIC 理事会の席上、信用リスク引当資本の計算には依然として Advanced IRB Approach の使用を義務付けることが望ましいと発言。Ben Bernanke FRB 議長もまた、リスク感応度の極めて低い Standardized Approach の採用に反対する方針を再度確認した。しかし、Sheila Bair FDIC 長官と John Reich OTS 局長は Standardized Approach の簡易性を好感視する発言を行っている。



(担当：前田武史)

(e-mail address : [tmaeda@us.mufg.jp](mailto:tmaeda@us.mufg.jp))

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。